

○人事評価の実施に関する達

平成28年9月30日

海上自衛隊達第36号

改正 令和元年12月24日 海上自衛隊達第18号〔人事記録に関する達附則4条による改正〕

人事評価に関する訓令（平成28年防衛省訓令第56号）第24条の規定に基づき、人事評価の実施に関する達を次のように定める。

海上幕僚長 海将 武居 智久

人事評価の実施に関する達

（目的）

第1条 この達は、海上自衛隊の隊員（以下「隊員」という。）について、人事評価に関する訓令（以下「訓令」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（評価系統）

第2条 隊員の人事評価は、別に示す評価者、調整者及び実施権者の系統（以下「評価系統」という。）によって行う。

- 2 派遣中の隊員の人事評価は、派遣先の評価系統により行うものとする。
- 3 兼務する隊員の人事評価は、原則として主たる勤務先の評価系統により行うものとする。
- 4 入校中の隊員（教育入隊中の隊員を含む。以下単に「入校中の隊員」という。）の人事評価は、原則として入校先の評価系統により行うものとする。ただし、海上自衛隊以外の学校等に入校している隊員の人事評価は、当該隊員の所属する部隊の評価系統により行うものとする。

（定期評価についての特例）

第3条 到達目標が定められている入校中の隊員及び部隊実習中の隊員については、訓令第19条第2号の規定を準用する。

（苦情相談員等）

第4条 海上自衛隊における苦情相談員並びに苦情処理窓口及び審理機関は、別に定める。

（人事評価記録書の送付）

第5条 実施権者は、訓令第21条第5項の規定により人事評価記録書を任命権者に提出する場合は、併せて別記様式による人事評価未実施者名簿を添付するものとする。

（人事評価記録書の取扱い）

第6条 人事評価記録書の取扱い及び保管については、海上自衛隊の保有する個人情報及び個人番号の安全確保等に関する達（平成17年海上自衛隊達第13号）の規定によるほか、特に慎重を期さなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この達は、平成28年10月1日から施行する。

（勤務評定の実施に関する達の廃止）

2 勤務評定の実施に関する達（昭和33年海上自衛隊達第52号）は、廃止する。

（経過措置）

3 平成28年9月30日を評定期間の期日とする勤務評定の実施については、なお従前の例による。

附 則〔人事記録に関する達の附則抄〕

（施行期日）

第1条 この達は、令和2年1月1日から施行する。

殿

部隊等の長職名

人事評価未実施者名簿

評価期日：

(定期評価・特別評価)

所 属	階級 (級)	氏 名	種 別		事 由	備 考
			能力評価	業績評価		

記入要領

- 1 定期評価・特別評価の該当する評価を□で囲む。
- 2 未実施者がいない場合
最上段氏名欄に「該当者なし。」と記入する。
- 3 階級（級）欄
1 佐、1 曹、行(一) 3 級等と記入する。
- 4 種別
未実施の評価種別に○を記載する。
- 5 事由欄
人事評価を実施しなかった理由を次の例により記入する。
例：育児休業のため（○.○.○～○.○.○予定（取得期間））